



4 ^{ふどうさんや} 不動産屋 ^{いえ} <家> を ^{しょうかいする} 紹介する ^{みせ} 店 ^{いえ} > で ^{いえ} 家 を ^{かりる} かりる

4-6 ^{いえ} おなじ 家 に ^す つづけて ^{けいやくこうしん} 住むとき(契約更新)・ほかの ^{いえ} 家 へ ^{かいはく} ひっこすとき(解約)

^{にほん} 日本では ^{ふつう} ふつう ^{いえ} 家 を ^{かりる} かりる ^{やくそくは} やくそくは ^{ねんかん} 2年間です。そのため、^{2年に} 2年に ^{1度} 1度 ^{ちんたいけいやく} 賃貸契約<家>を ^{かす人} かす人
と ^{かりる人} かりる人の ^{やくそく} やくそく<>をしなければなりません。これを ^{けいやくこうしん} 契約更新と ^{いいます} いいます。また、ほかの ^{いえ} 家 へ ^{ひっ} ひっ
こすときも ^{かならず} かならず ^{ふどうさんや} 不動産屋 ^{やぬし} や 家主<家>を ^{かす人} かす人<>に ^{しらせなければいけません} しらせなければいけません。

(1) ^{いえ} おなじ 家 に ^す つづけて ^{けいやくこうしん} 住むとき(契約更新)

^{いえ} おなじ 家 に ^す つづけて ^{ふどうさんや} 住みたいときは ^{げつまえ} 不動産屋に ^{げつまえ} 1か月前から ^{2か月前までに} 2か月前までに ^{しらせてください} しらせてください。
^{やちん} 家賃<家>を ^{かりる} かりる ^{お金} お金<>の ^{1か月分} 1か月分の ^{けいやくこうしんりょう} 契約更新料(7を ^{みて} みて ^{ください} ください)を ^{ふどうさんや} 不動産屋へ ^{はらうこと} はらうこと
も ^{あります} あります。

(2) ^{いえ} ほかの 家 へ ^{かいはく} ひっこすとき(解約)

^{いま} 今の ^{いえ} 家 を ^{いで} でて、ほかの ^{いえ} 家 へ ^{けいやくしょ} ひっこしたいとき ^ひ 契約書(4-5を ^{みて} みて ^{ください} ください)で ^{きめた} きめた ^{日までに} 日までに
^{ふどうさんや} 不動産屋 ^{また} または ^{やぬし} 家主に ^{ちよくせつ} 直接 ^{そのことを} そのことを ^{しらせてください} しらせてください。

※してはいけないこと

- ^{ふどうさんや} 不動産屋 ^{やぬし} や 家主に ^{しらせないで} しらせないで ^{ひっこす} ひっこす
- ^{ひっこす} ひっこす ^{まへ} すぐ前に ^い 言う